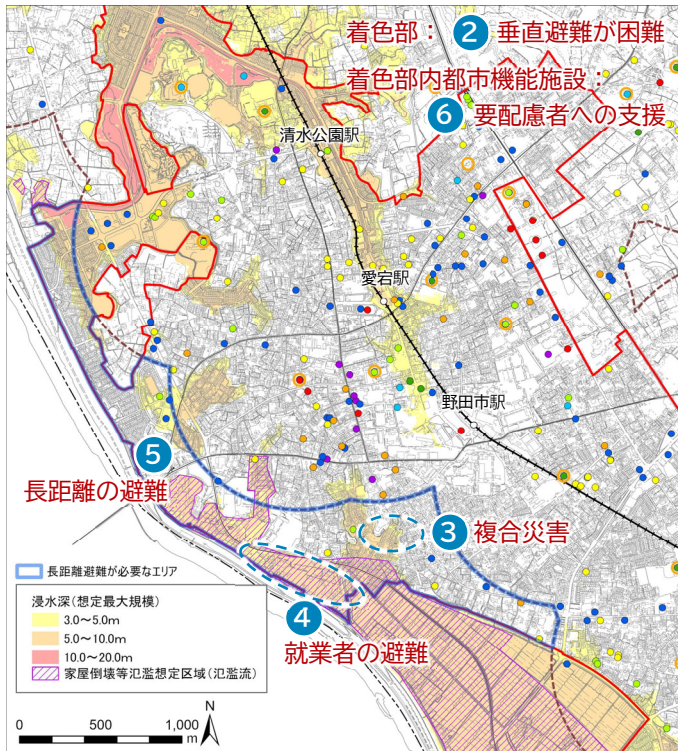


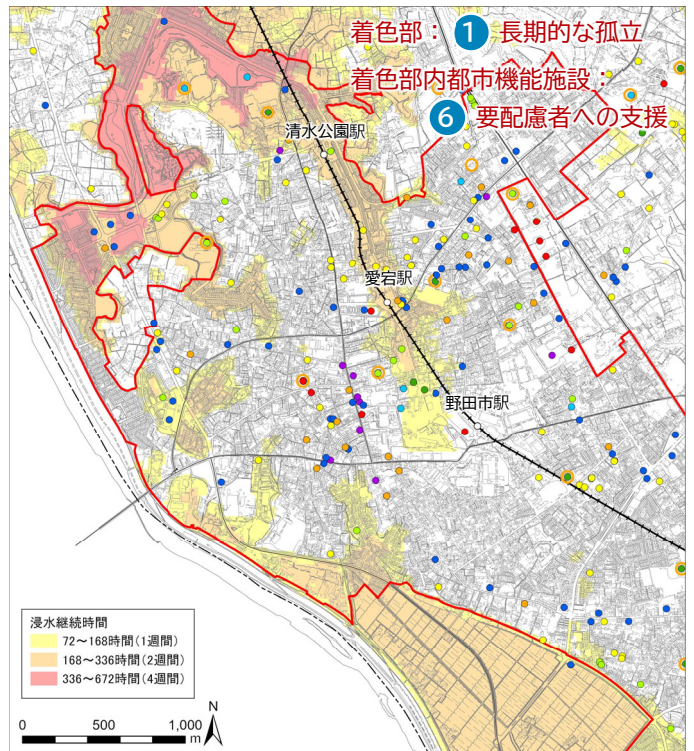
4 市街地（中央）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

■ 市街地（中央）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

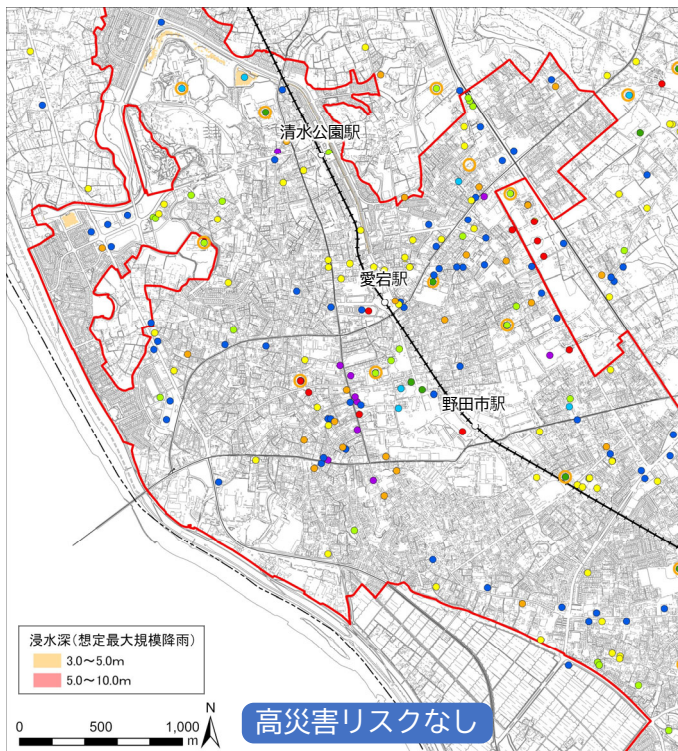
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]



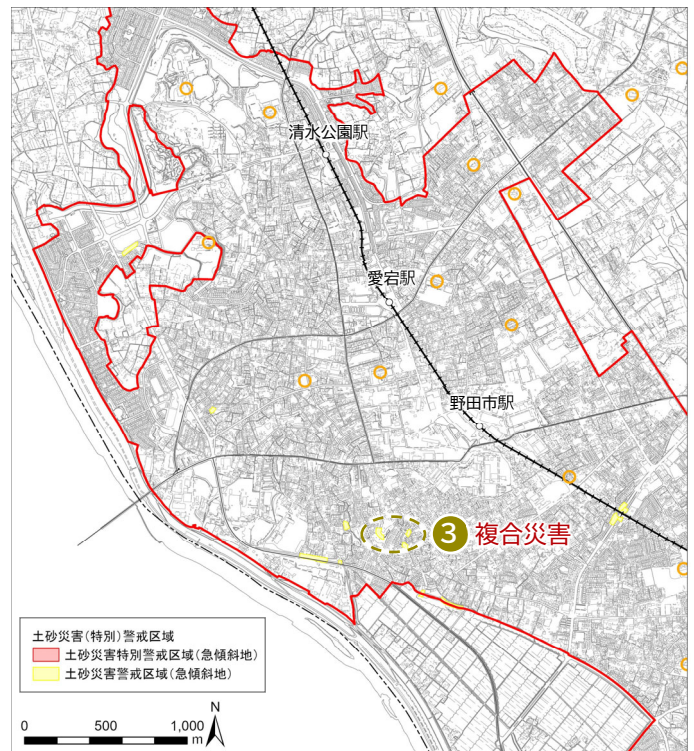
[浸水継続時間]



[内水浸水]



[土砂災害]





	災害リスク	課題	取組方針の考え方
①	洪水	長期的な孤立 3日間以上※継続する外水浸水リスクがあり、長期的な孤立が懸念	⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト)
②	洪水	垂直避難が困難 3階以上の中高層住宅や工場が立地するが、多くは低層戸建て住宅であり、浸水深3m以上であるため垂直避難が困難な住宅が存在	
③	洪水 土砂	複合災害 戸建て住宅に外水浸水と土砂災害の複合災害のリスクあり	⇒災害リスクの回避
④	洪水	就業者の避難 工場に家屋倒壊のリスクあり、災害発生時には就業者の避難誘導が必要	⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト)
⑤	洪水	長距離の避難 避難施設 800m圏外にまとまった住宅団地が存在し、長距離の避難が必要	
⑥	洪水	要配慮者への支援 ゾーン内の介護施設、教育施設に浸水深3m以上や3日間以上※継続する外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要	

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障がいや生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間（3日間）以上とされている。再掲(P.44)

凡例

都市機能施設

- 行政施設
- 医療施設
- 介護・障害福祉施設
- 子育て施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設
- 金融施設

避難施設(風水害・土砂災害)

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所・指定避難所
- ⊞ 避難施設800m圏

境界線

- ⬜ 行政区域界
- ⬜ 市街化区域界

道路

- 主要な道路
- ⇄ 鉄道

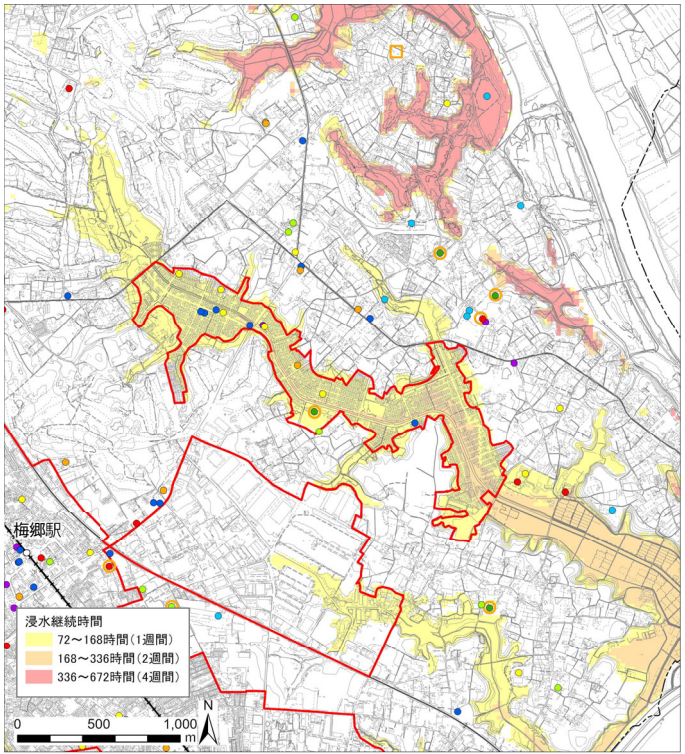
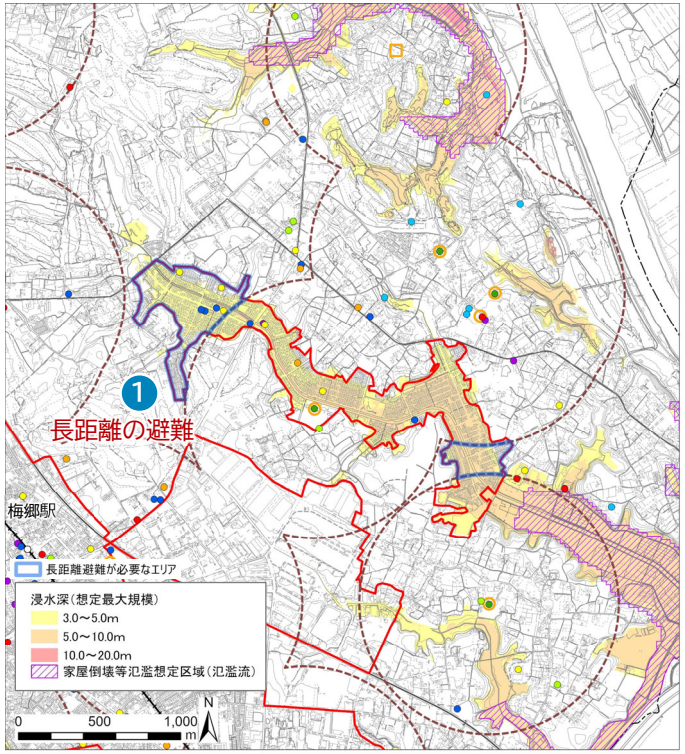
5 しらさぎ通り周辺ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

■ しらさぎ通り周辺ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：長期的な孤立 垂直避難が困難 要配慮者への支援

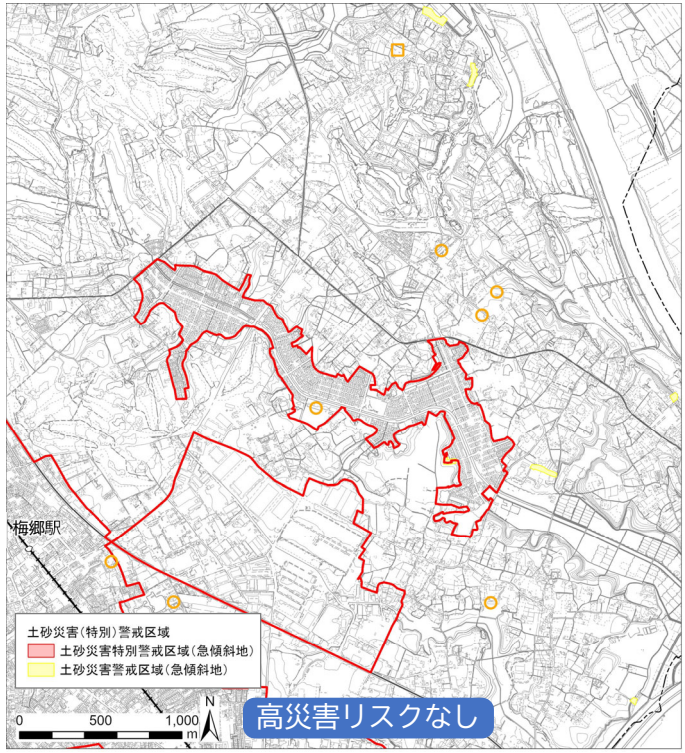
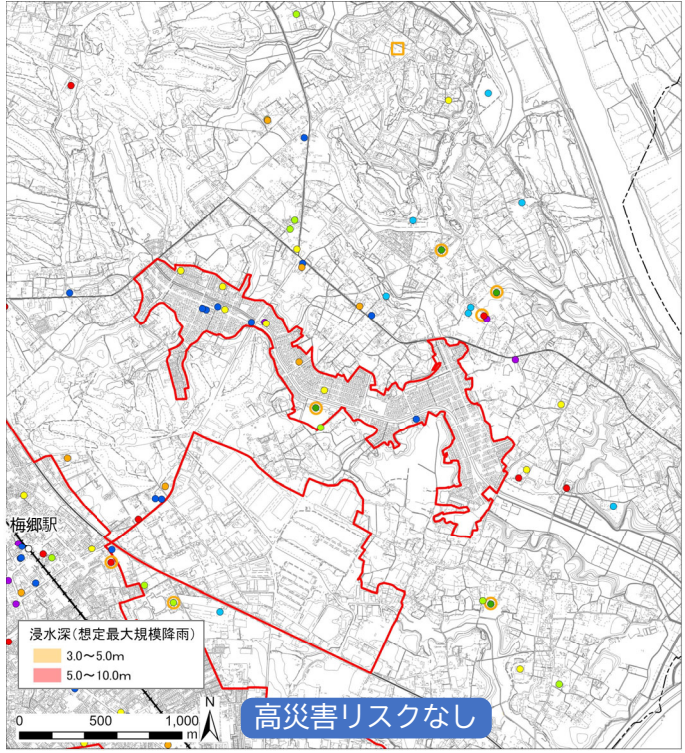
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]

[浸水継続時間]



[内水浸水]

[土砂災害]





	災害リスク	課題	取組方針の考え方
ゾーン全域	洪水	長期的な孤立 ゾーン内の大部分に3日間以上※継続する外水浸水リスクが想定されるため、長期的な孤立が懸念	⇒災害リスクの低減(ハード・ソフト)
		垂直避難が困難 ゾーン内は2階以下の低層戸建て住宅が大部分であり、ほとんどが浸水深3m以上であるため、自宅等での垂直避難が困難	
		要配慮者への支援 ゾーン内の小学校、医療施設、介護福祉施設に浸水深3m以上や3日間以上※継続する外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要	
①	洪水	長距離の避難 避難施設 800m圏外にまとまった住宅団地が存在し、長距離の避難が必要	

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障がいや生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間(3日間)以上とされている。再掲(P.44)

凡例

都市機能施設

- 行政施設
- 医療施設
- 介護・障害福祉施設
- 子育て施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設
- 金融施設

避難施設(風水害・土砂災害)

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所・指定避難所
- 避難施設800m圏

境界線

- 行政区域界
- 市街化区域界

交通線

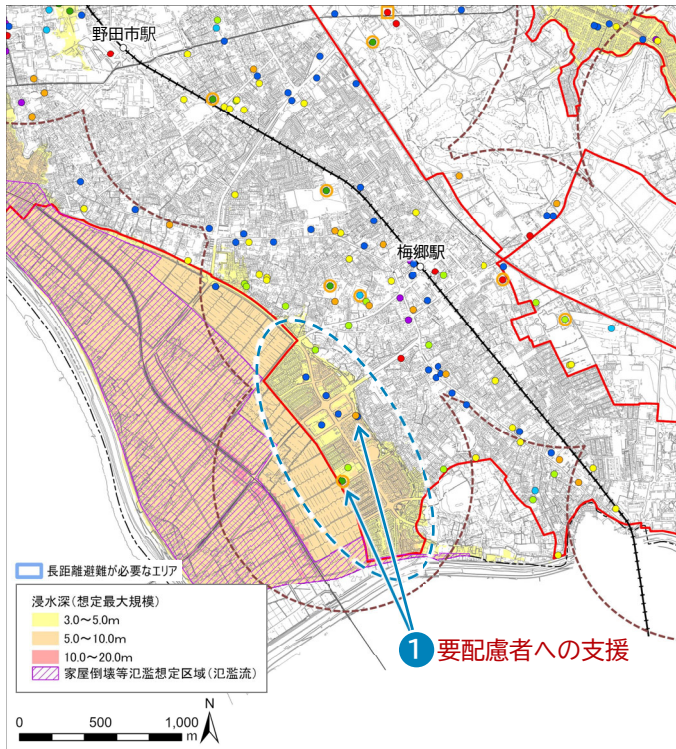
- 主要な道路
- ⇄ 鉄道

6 市街地（南部）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

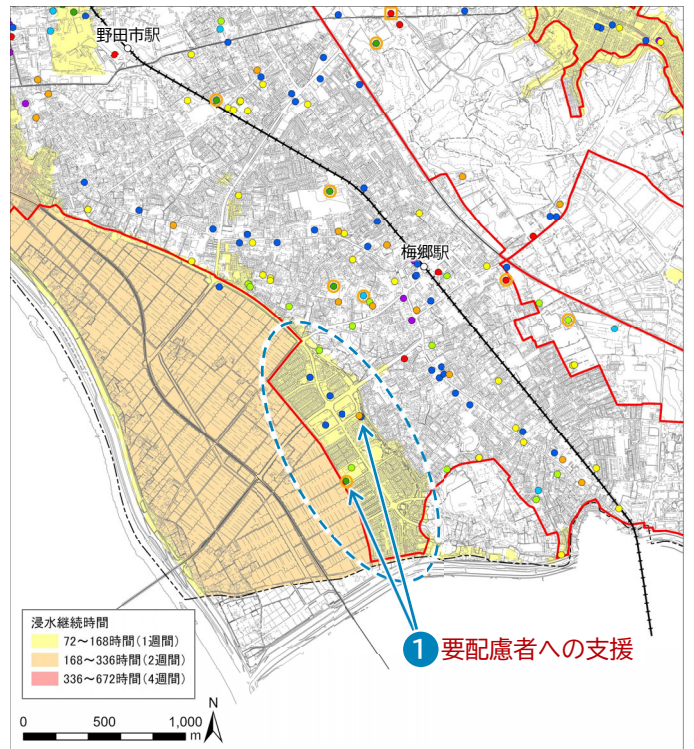
■ 市街地（南部）の防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：長期的な孤立 垂直避難が困難 避難先の不足

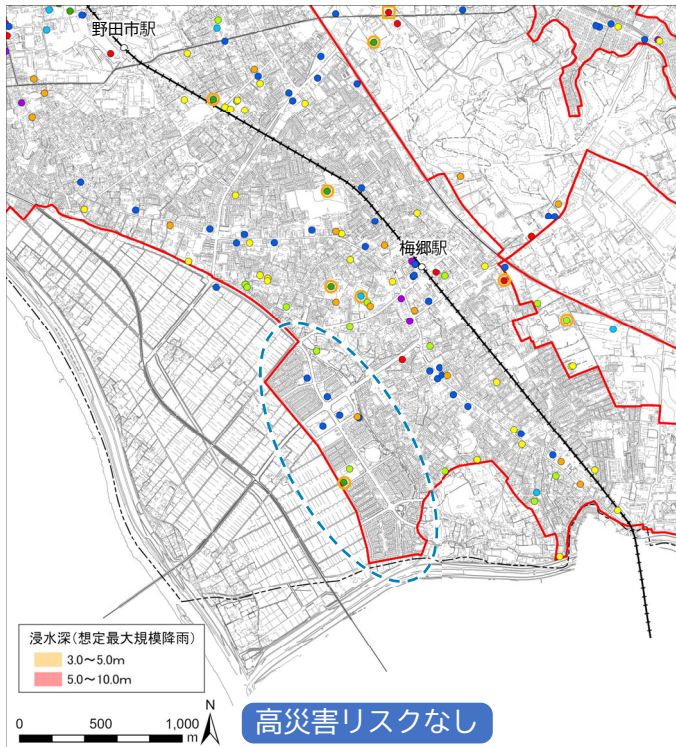
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]



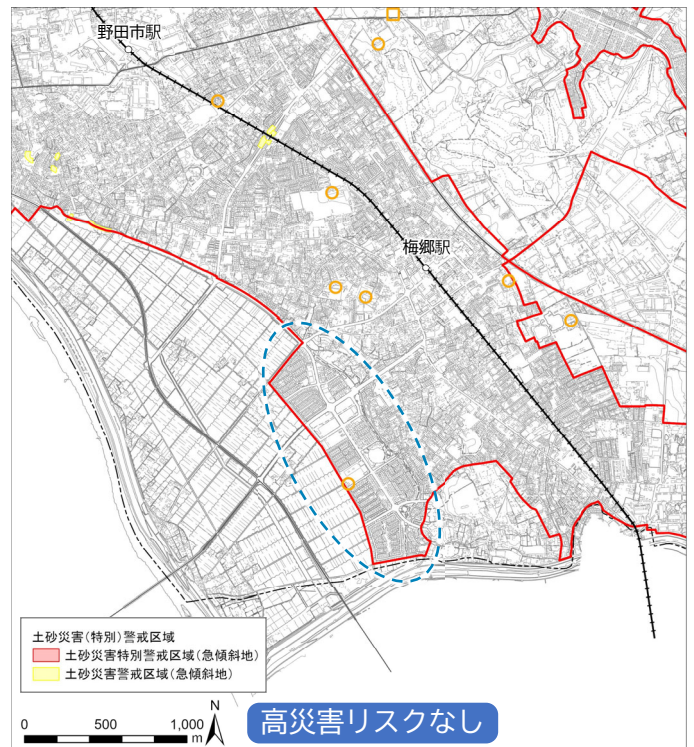
[浸水継続時間]



[内水浸水]



[土砂災害]





	災害リスク	課題	取組方針の考え方
ゾーン全域	洪水	長期的な孤立 ゾーン内の大部分に3日間以上※継続する外水浸水リスクが想定されるため、長期的な孤立が懸念	⇒災害リスクの低減(ハード・ソフト)
		垂直避難が困難 ゾーン内は2～3階の低層戸建て住宅や小売店舗が大部分であるが、浸水深3m以上で、自宅等での垂直避難が困難	
		避難先の不足 ゾーン内の全ての避難所に浸水深3m以上の外水浸水リスクがあり、災害時の避難先が不足する可能性あり	
①	洪水	要配慮者への支援 医療施設と小学校に浸水深3m以上や1週間以上継続する外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要	

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障がいや生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間72時間(3日間)以上とされている。再掲(P.44)

凡例	
都市機能施設 ● 行政施設 ● 医療施設 ● 介護・障害福祉施設 ● 子育て施設 ● 教育施設 ● 文化施設 ● 商業施設 ● 金融施設	避難施設(風水害・土砂災害) □ 指定避難所 ○ 指定緊急避難場所・指定避難所 避難施設800m圏
	行政区境界 市街化区域界 主要な道路 鉄道

(3) 防災・減災に向けた取組方針

立地適正化計画の手引きや本市の災害リスク、災害リスクの高いゾーンの課題と取組方針の検討等を踏まえ、取組方針の考え方を整理します。

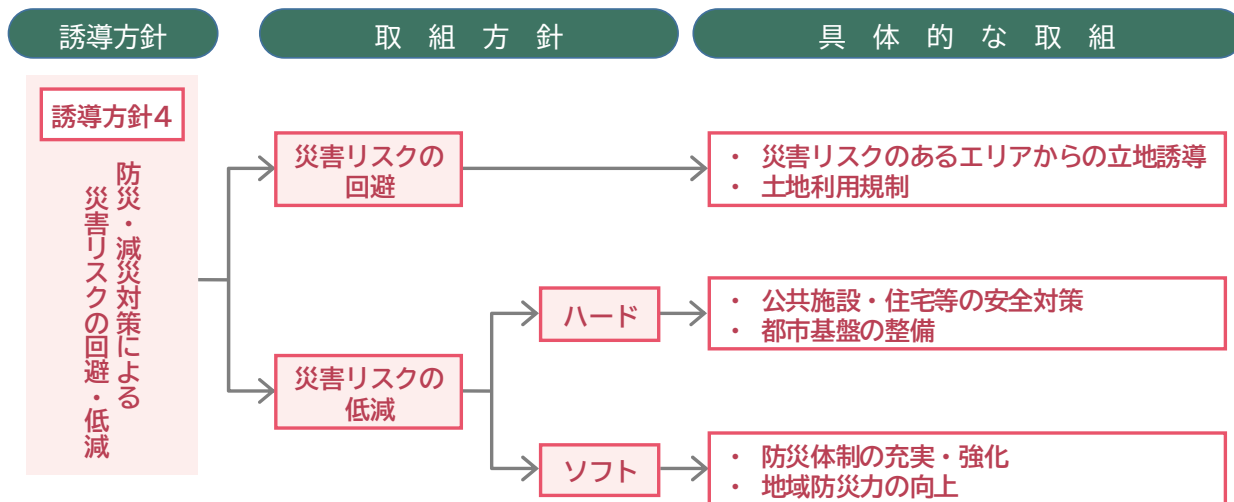
本計画の防災に関する誘導方針4に対する取組方針は、「災害リスクの回避」及び「災害リスクの低減（ハード・ソフト）」に設定します。

■ 災害リスクの高い各ゾーンの課題及び取組方針の考え方

ゾーン	災害リスク	課題	取組方針の考え方
関宿台町ゾーン	洪水	<ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲避難先の不足 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難 	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">災害リスクの低減 (ハード・ソフト)</div> 公共施設・住宅等の安全対策や都市基盤の整備等のハード対策及び、防災体制の充実・強化や地域防災力の向上等のソフト対策により、災害時の被害を低減するための取組
なみきゾーン	洪水	<ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲避難先の不足 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難 	
市街地（北部）ゾーン	洪水	<ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難 	
市街地（中央）ゾーン	洪水	<ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難 ▲就業者の避難 	
	土砂	▲複合災害	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">災害リスクの回避</div> 災害リスクのあるエリアからの立地誘導等により、災害時に被害が発生しないようにリスクを回避するための取組
しらすぎ通り周辺ゾーン	洪水	<ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難 	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">災害リスクの低減 (ハード・ソフト)</div> 公共施設・住宅等の安全対策や都市基盤の整備等のハード対策及び、防災体制の充実・強化や地域防災力の向上等のソフト対策により、災害時の被害を低減するための取組
市街地（南部）ゾーン	洪水	<ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲避難先の不足 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 	公共施設・住宅等の安全対策や都市基盤の整備等のハード対策及び、防災体制の充実・強化や地域防災力の向上等のソフト対策により、災害時の被害を低減するための取組



■ 防災・減災に向けた取組方針



【参考】 誘導方針（ストーリー） 再掲 (p.51)

防 災

誘導方針4 防災・減災対策による災害リスクの回避・低減

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、居住や都市機能を災害リスクの低い地域への誘導を図るとともに、地域ごとに想定される災害に応じた対策を講じ、被害の最小化や災害リスクの回避・低減を図ります。

また、災害に強い安全なまちづくりを目指すため、ソフト面においても地域の防災力の向上を図ります。



7-2 具体的な取組及びスケジュールの検討

(1) 具体的な取組及びスケジュール

前項の防災・減災に向けた取組方針を踏まえて、災害リスクの回避及び災害リスクの低減（ハード・ソフト）における具体的な取組及びスケジュールは、以下のとおり設定します。

スケジュールは、本計画の目標年度である令和27年度（2045年度）に至るまでの具体的な取組目標を短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）、長期（おおむね20年程度）の視点から定めます。

■ 具体的な取組及びスケジュールの検討

- <凡例> ●：「野田市総合計画後期基本計画（令和5年3月）」に関連する施策
 ◆：「野田市都市計画マスタープラン（令和5年3月）」に関連する具体的な方針
 ■：「野田市国土強靱化地域計画（令和2年3月）」に関連する施策
 ★：新たに国や市が独自で行う施策
 [] は施策や取組の番号を記載

取組方針	具体的な取組	実施主体	スケジュール		
			短期	中期	長期
災害リスクの回避	災害リスクを踏まえた立地誘導				
	★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置（再掲）	市	→		
	★ 立地適正化計画の届出制度の運用	市	→		
	土地利用規制				
	◆ 計画的な土地利用と市街地整備の推進〔3-8(2)〕	市	→		
災害リスクの低減 ハード	公共施設・住宅等の安全対策				
	◆ 建築物等の安全対策〔3-8(6)〕	市	→		
	■ 建築物の耐震・安全化〔1-1①〕	県/市	→		
	■ 公共施設の耐震化・計画的保全等〔1-1⑭〕	県/市	→		
	■ 行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保〔3-2②〕	市	→		
	都市基盤の整備				
	◆ 治水対策の推進〔3-8(1)〕	市	→		
	◆ 避難路等の整備〔3-8(3)〕	市	→		
	◆ 指定緊急避難場所等の整備〔3-8(5)〕	市	→		
	■ 地域の安全確保〔1-1②〕	市	→		
	■ 緊急輸送道路等の整備促進〔1-1⑩〕	県/市	→		
	■ 宅地の滑動崩落対策〔1-1⑮〕	市	→		
	■ 浸水対策の推進〔1-3②〕	国/県/市	→		
	■ 農業用施設の維持管理〔1-3③〕	市	→		
■ 非常用電源の確保〔5-2②〕	市	→			
■ 堤防（護岸）機能の維持強化〔6-5〕	国/県/市	→			
■ 浸水による被害の限定〔8-2〕	市	→			



取組方針	具体的な取組	実施主体	スケジュール		
			短期	中期	長期
災害リスクの低減 ソフト	防災体制の充実・強化				
	● 消防体制の充実〔4-1〕	市	→		
	◆ 指定緊急避難場所の指定及び解除〔3-8(4)〕	市	→		
	■ 学校・事業者等の防災対策〔1-1③〕	市	→		
	■ 防災関係機関等との連携した実戦的訓練の実施〔1-1⑥〕	市	→		
	■ 情報収集及び情報伝達体制の整備・強化〔1-2②〕	市	→		
	■ 水難救助体制の整備・強化〔1-3④〕	市	→		
	■ 物資等の補給体制の確保〔2-1①〕	市	→		
	■ 救助・救急能力の確保〔2-2〕	市	→		
	■ 悪条件下における災害対策本部運営体制の整備〔3-2①〕	市	→		
	■ 防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化〔4-1〕	市	→		
	■ 企業の災害対処能力の向上〔5-1①〕	市	→		
	■ 食料等の確保及び供給体制の整備〔5-3①〕	市	→		
	■ 燃料の継続的確保〔6-1①〕	市	→		
	★ 盛土規制法に基づく規制の周知と適正な運用	県/市	→		
	★ 防災情報発信力の強化	市	→		
	地域防災力の向上				
	● 防災まちづくりの推進〔4-1〕	市	→		
	● 互いに支え合う地域づくりの推進〔5-1〕	市	→		
	◆ 地域の防災力の向上〔3-8(7)〕	市	→		
	■ 地域における災害対応力の向上〔1-1④〕	市	→		
	■ 要配慮者等への支援〔1-1⑤〕	市	→		
■ 企業及び家庭の災害対処能力の向上〔5-2①〕	市	→			
★ 防災意識の醸成を図るための防災講話及び防災教育の推進	市	→			
★ 地域防災リーダーの育成	市	→			

(2) 具体的な取組内容

1 災害リスクの回避に関する取組

災害リスクを踏まえた立地誘導

★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置 (再掲)

居住誘導区域外の災害の発生のおそれがある区域については、当該区域の居住者に対して災害リスクの分かりやすい説明や周知等を行い、居住誘導区域に誘導するための所要の措置を推進します。

★ 立地適正化計画の届出制度の運用

住宅や施設の誘導を図るため、本計画の届出制度の周知を図り、災害リスクを踏まえた本市のまちづくりの方向性を市民や事業者の方々に情報共有するとともに、住宅や誘導施設の立地・開発動向を事前に把握するなど、適正な運用を推進します。

土地利用規制

◆ 計画的な土地利用と市街地整備の推進〔3-8(2)〕

市街地の都市基盤整備事業及び土地区画整理事業などの施行の際には、都市空間の整備等を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

また、木造密集市街地などの防災上危険な市街地は、狭隘道路の拡幅整備や空地整備、建物の不燃化の促進などにより延焼防止に努め、良好な環境を維持している低層住宅地においては、宅地内におけるみどりの保全、緑化の促進などにより防災面の維持向上を図ります。

2 災害リスクの低減（ハード）

公共施設・住宅等の安全対策

◆ 建築物等の安全対策〔3-8(6)〕

建築物などの耐震性の強化、不燃性の誘導に努めます。特に、既存建築物については、野田市耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進します。

また、道路（歩行者専用道路を含む）に面した危険なブロック塀等の撤去を促進します。

■ 建築物の耐震・安全化〔1-1①〕

住宅については、簡易耐震相談会において耐震化の啓発を実施し、昭和56年5月以前の既存住宅（木造住宅）の耐震診断及び耐震改修工事に助成を行い、耐震化を促進します。

大規模建築物等の耐震化については、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図ります。

また、屋内の安全確保、危険ブロック塀等の撤去について対策を進めます。



■ 公共施設の耐震化・計画的保全等〔1-1④〕

公共施設・学校施設において、引き続き、機能保全・改善を図ることを目的とし、計画的に建て替えや保全改修を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化・不燃化等を促進します。特に、小中学校等の施設については災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなるため、「どんな人にも使いやすい（ユニバーサルデザイン）」多機能トイレへの改修等を行います。また、体育館等には空調設備の整備を行い被災者等の健康・避難所生活環境の確保を図ります。

■ 行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保〔3-2②〕

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保します。

都市基盤の整備

◆ 治水対策の推進〔3-8(1)〕

利根川、江戸川及び利根運河の流域の浸水被害を軽減するため、河川改修を促進します。

大雨などによる浸水常襲地区の解消を図るため、一部の地区で雨水幹線や調整池を整備し、公共下水道の雨水整備を推進するとともに、豪雨時の浸水被害発生地区の改善を図るため、側溝、排水管や調整池等の排水設備の整備を推進します。洪水時の河川への流出軽減を図るため、調節池の整備に努めるとともに、公共施設を雨水流出抑制施設として積極的に活用します。

また、道路の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、雨水浸透対策のため、透水性舗装などの導入に努めます。なお、一定規模以上の建築物や個人の住宅についても雨水浸透対策に対する積極的な協力を求めます。

◆ 避難路等の整備〔3-8(3)〕

指定緊急避難場所に指定されている公園や学校などにつながる避難路としての道路における歩道整備と、火災の延焼防止効果のある街路樹などの整備を推進します。

また、災害時における緊急輸送に必要な路線の機能確保のため安全性を高めます。

指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全点検及び避難誘導標識の整備に努めます。

◆ 指定緊急避難場所等の整備〔3-8(5)〕

指定緊急避難場所に指定されている公園や学校などについて、その機能を確保するとともに、火災の延焼防止効果のある植栽や防災施設などの設置による機能強化を推進します。

■ 地域の安全確保〔1-1②〕

大規模地震や風水害発生時、混乱状態の中で多くの市民等が安全に避難できるよう道路（避難路）や公園等の空地（避難場所）を確保します。

■ 緊急輸送道路等の整備促進〔1-1⑩〕

緊急輸送道路に指定されている主要地方道つくば野田線、主要地方道越谷野田線、主要地方道結城野田線、主要地方道境杉戸線、主要地方道松伏庄和閑宿線及び野田市の外郭環状道路に位置付けている都市計画道路今上木野崎線などの路線については、千葉県に対し更なる整備を要望します。

■ 宅地の滑動崩落対策〔1-1⑪〕

造成宅地で地滑りの変動が生じ、崖崩れ又は土砂の流出による滑動崩落被害に関して、住民の理解を深めるため大規模盛土造成地マップの作成及び調査を行います。

■ 浸水対策の推進〔1-3②〕

浸水被害を軽減するため、利根川、江戸川及び座生川の堤防（護岸）強化対策を国や県に強く要望するとともに、河川、排水路、調整池及び雨水幹線などの整備を行い、排水不良箇所の解消を図ります。

また、ハザードマップを作成し、市民に洪水災害に関する意識を啓発します。

■ 農業用施設の維持管理〔1-3③〕

野田市及び土地改良区が管理する農業用施設（幹線排水路、樋管、揚排水機場等）の適正な維持管理を行い、農地の保全及び浸水被害軽減に努めます。

■ 非常用電源の確保〔5-2②〕

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保します。

■ 堤防（護岸）機能の維持強化〔6-5〕

堤防（護岸）改修の要望を継続するとともに、堤防（護岸）の継続的な点検により異常箇所の早期発見に努めます。

■ 浸水による被害の限定〔8-2〕

浸水被害の原因により対処要領が異なるため、原因に応じた対策を整備します。

③ 災害リスクの低減（ソフト）

防災体制の充実・強化

● 消防体制の充実〔4-1〕

火災予防上の危険を排除し、災害を未然に防止できるように予防査察体制の充実を図ります。また、複雑多様化する災害に対応すべく、消防車両の充実強化、消火栓・防火水槽の整備を進めます。

救急業務においては、救命率の向上を図るため、救急救命士の養成・救急業務の高度化を進めるとともに、応急手当の普及及び啓発活動の推進を図ります。

消防団活動体制については、地域の防災力を高めるため、消防団員の確保に努め、市民と消防団が連携し地域ぐるみの防災体制の強化を図ります。



◆ 指定緊急避難場所の指定及び解除〔3-8(4)〕

今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置状況等に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行います。

また、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）での生活が困難な避難行動要支援者等に対応するため、福祉避難所を指定します。

■ 学校・事業者等の防災対策〔1-1③〕

災害時に特に配慮を要する学校や危険物施設等の管理者・事業者等に対し災害発生時においても、所要の安全を確保できるよう体制の整備を働きかけます。

■ 防災関係機関等との連携した実戦的訓練の実施〔1-1⑥〕

県、消防、警察、自衛隊、医療機関、指定地方公共機関等、関係機関と災害時に円滑に活動できるよう平常時から訓練等を通じて連携の強化を図ります。

■ 情報収集及び情報伝達体制の整備・強化〔1-2②〕

火災の通報又は大規模災害で市民からの通報が受けられない状況においても、火災の警戒が実施でき、かつ、その規模・状態が視覚的に確認できるとともに、先行的に状況の変化を予測し、関係機関への通報及び火災現場周辺住民に対して警告できる体制を整備します。

■ 水難救助体制の整備・強化〔1-3④〕

利根川、江戸川、利根運河の氾濫等により被災した住民を救助できる体制を整備します。

■ 物資等の補給体制の確保〔2-1①〕

市民及び事業者の責務として3日以上の水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市としては数日間の補給がない状態でも自己完結できる体制を確保しつつ、同時被災しないと予想される地域の市町等と災害時相互応援協定に基づき、継続的な物資等の補給体制を確保します。

■ 救助・救急能力の確保〔2-2〕

小中学校及び幼稚園の敷地内植栽されている樹木のうち、民地や道路に越境し通行に支障を与えているもの及び校舎や電線等よりも高い樹木について、倒木などによって交通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的に伐採等を行います。

■ 悪条件下における災害対策本部運営体制の整備〔3-2①〕

訓練を通じて継続的に職員の災害対処能力の向上を図るとともに、悪条件下においても災害対策本部が機能できる体制を整備します。

■ 防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化〔4-1〕

防災行政無線を主体とする市民への情報伝達手段の充実に努めるとともに、災害対策本部と避難所等主要施設間の自前の双方向通信の確保に努めます。

■ 企業の災害対処能力の向上〔5-1①〕

企業の災害対処能力の向上のためのBCP（業務継続計画）作成支援、防災訓練等の支援を行うとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備します。

■ 食料等の確保及び供給体制の整備〔5-3①〕

市による備蓄を継続するとともに、迅速なニーズ把握及び幹線道路の維持により、食料等の継続的調達を行います。

また、農地の早期復旧により食料等の安定供給に寄与します。

■ 燃料の継続的確保〔6-1①〕

燃料の備蓄を継続するとともに、関東圏外から燃料を確保できる体制を整備します。

★ 盛土規制法に基づく規制の周知と適正な運用

令和7年5月26日から千葉県で宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制が開始したことに伴い、盛土等の認識・通報を通じた不法・危険盛土等の未然防止や早期発見・対応により、盛土等に伴う災害を防止するため、本市でも指定された区域や必要な手続きの周知を図るなど、適正な運用を推進します。

★ 防災情報発信力の強化

防災情報等を一元的に閲覧できるポータルサイトを通じた積極的な情報発信を行うとともに、洪水ハザードマップ等を用いて浸水が予想される範囲などを積極的に周知していきます。

地域防災力の向上

● 防災まちづくりの推進〔4-1〕

野田市地域防災計画に基づき、情報収集・伝達、避難対策、応急対策等の強化、防災備蓄品の充実等を図ります。

水害対策については、水防施設の整備等水防体制の強化を進めるとともに、排水不良地区の改善を図るため、河川改修・排水整備を推進します。

また、国に対し利根川・江戸川の堤防強化について、流域自治体と連携を取りつつ引き続き要望していきます。さらに、洪水ハザードマップを活用し、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民に分かりやすく提供します。

平常時から自主的な災害への心構えを養い防災意識の向上を図ります。自主防災組織設立を推進するとともに、自主防災組織設立時に防災資機材の購入費用を助成し、自助、共助、公助の連携による防災体制づくりに取り組み、市民、地域、行政が一体となった防災力の向上を図ります。

また、平常時からの情報提供を行うことで必要な情報を共有し、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の支援につなげるため、野田市避難行動要支援者支援計画の取組の推進に努めます。

● 互いに支え合う地域づくりの推進〔5-1〕

市民の防災意識の高揚や自主防災組織設立等の防災体制づくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。

また、野田市地域防災計画に基づき、防災訓練等を実施した場合、活動補助金を交付し、継続した防災活動の実施を推進します。

**◆ 地域の防災力の向上〔3-8(7)〕**

市民一人一人の防災意識の向上及び自主防災組織等の共助による地域防災力の向上を図ります。

■ 地域における災害対応力の向上〔1-1④〕

児童・生徒等を始め、市民一人一人が自分の周りの災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、反射的に自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害からの早期復旧できる気運を醸成するとともに仕組みを構築します。

■ 要配慮者等への支援〔1-1⑤〕

災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進します。

■ 企業及び家庭の災害対処能力の向上〔5-2①〕

企業の災害対処能力の向上を支援するとともに、日頃から家庭での燃料等備蓄を呼びかけることにより混乱を最小限にします。

★ 防災意識の醸成を図るための防災講話及び防災教育の推進

気象のスペシャリストである気象防災アドバイザーを活用し、公民館等での講座や自主防災組織等に対する講話を通じた防災意識の醸成を図ります。

また、中学生に対する気象防災アドバイザーによる気象防災に関する出前授業に加え、小学生に対し、市職員による河川が氾濫した場合を想定したマイ・タイムライン作成方法の出前授業を行い、防災意識の醸成を図るとともに、防災教育を推進しています。

★ 地域防災リーダーの育成

地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得者数を増やし、地域防災のリーダーを育成していきます。